

「建築物として取り扱わないビニールハウス」に係る県環境農政局農水産部事務取扱い

令和7年4月1日
神奈川県環境農政局農水産部

ビニールハウスは、原則として建築物として取り扱うことを前提とするが、平成17年8月4日付け神奈川県建築行政連絡協議会「建築物として取り扱わないビニールハウスについて」、平成25年4月1日付け神奈川県県土整備局建築住宅部建築指導課「建築物として取り扱わないビニールハウス」の県所管区域における取扱い（以下、「県所管区域取扱い」という。）及び県所管区域取扱いに規定されている平成25年4月1日付け「建築物として取り扱わないビニールハウス」に係る神奈川県環境農政局農政局農政部事務取扱い」に基づき運用しているところである。

上記のうち、県所管区域取扱いに規定されている平成25年4月1日付け神奈川県環境農政局農政局農政部事務取扱いを県環境農政局農水産部取扱いとして次のとおり改める。

第1 前提条件

本取扱いに該当するビニールハウスは、一般社団法人日本施設園芸協会（以下、「日本施設園芸協会」という。）発行の「園芸用施設設計施工標準仕様書」、「園芸用鉄骨補強パイプハウス安全構造指針」又は「地中押し込み式パイプハウス安全構造指針」（以下、「三基準」という。）に基づいて施設を設置したもの、又は日本施設園芸協会による診断を受けたものとし、施設所有者は、三基準に基づき施設の保守管理を行うとともに、次のどちらかを施設入り口に掲示し、県環境農政局農水産部農業振興課に報告すること。

- ① 日本施設園芸協会が定めた三基準に基づき設置したものは、設置業者により三基準に基づき設置したことに係る説明文
- ② 日本施設園芸協会による診断を受けたものは、その診断書等

第2 適用範囲

本取扱いの適用範囲は、次のとおりとする。

- ①主に太陽光を利用した農作物・園芸作物の栽培・生産を目的に設置するもの。
- ②骨組みの上部を覆ったビニール（フィルム状のものに限る。）が容易に脱着できるもの。
 - ・「容易に脱着できる」とは、簡易な工具を用いた手作業でビニールが脱着できるもので、例えば、スプリング、ビス等で留められたものとする。
 - ・ビニールは、フィルム状であればその厚さや軟質、硬質を問わない。
- ③高さや面積の規模は問わない。
- ④不特定多数が利用しないもの。
 - ・収穫期にのみ、客に収穫をさせる程度のものについては、不特定多数の利用がないものとする。

第3 その他

本取扱いを見直す場合は、県県土整備局建築住宅部建築指導課と協議することとする。

この取扱いの運用にあたっては、県環境農政局農水産部と県県土整備局建築住宅部とで十分連携を密にして行うものとする。

なお、農業者及び農業法人等（以下、「農業者等」という。）により設置するガラスハウス等の農業用園芸施設の取扱いについては、第2②を除き、別紙「農業者等による農業用園芸施設の設置に係る取扱い」の定めによるものとする。